

河川事業の評価手法に関する研究会

第4回 議事概要

1. 日時 : 平成24年12月10日(月)10:00~12:00
2. 場所 : 第3号館11階特別会議室
3. 出席委員 : 小林座長、清水委員、多々納委員、戸田委員、中嶋委員、松村委員
4. 議事 : 委員からの主な発言は以下のとおり。

【水害による被害推計の手引き(資料2-1, 2-2)】

- 「水害による被害推計の手引き」の名称については、災害が発生した後に被害額を推計するための手引きのような印象を与えるため、再検討すべきである。また、資料2-1にある事業評価への導入に関する記述を手引きの最初の部分にも記載することで、手引きの位置付け、使い方を明確化すべきである。
- 流域特性や氾濫形態に応じて分析の対象とすべき指標が異なるはずなので、そのことに留意して指標を選択すべきである。
- 「死者数」ではなく「想定死者数」とするなど表現を工夫することや、指標算出の前提条件を明記すべきである。
- 治水施設の整備によって浸水面積や浸水深が減少することをまず示し、その結果、死者数等の定量化指標が軽減されることになるという、段階を踏んだ説明の流れにすべきである。
- 資料で提示されたように代表的な洪水規模における被害を示していくという方法でも良いが、洪水規模を増大させていくとある規模を境に急激に被害の様相が変わる場合があるため、その変曲点が分かるように示していくという方法もあるのではないか。
- 事業再評価の間隔が3年に1回になったため、各地方整備局の事業評価監視委員会で審議する件数が非常に多い。審議を効率的にするために、定量化指標分析の説明様式を予め決めておいた方が良い。

【東日本大震災における津波被害額の推計(資料 3-1、3-2、3-3、3-4)】

- 家屋解体費については、現在の治水経済調査マニュアル(案)において応急対策費用として計上されてきたとは言え、被害形態を考えると家屋被害として計上すべきである。解体となるような被害の場合には家屋被害率は100%となるが、それとは別に家屋解体費は必要となる費用であるため、合計した被害率は100%を超えることに留意が必要である。また、流失した家屋については家屋全体を解体する費用ではなく、基礎撤去や整地費用に必要な費用に限定して計上する等、可能な限り実態に即した計上手法を検討すべきである。
- 代替住居費や清掃費については、世帯毎に一定とする考えで被害額を計上することとしているが、家屋面積と一定の比例関係にあると考えられるため、被災した家屋面積等を説明変数としそれに単価を乗じて算出する案も考えられる。調査結果を分析し、これまでどおり世帯あたりの費用とするのか、床面積あたりの費用とするのか、検討してみてはどうか。
- 今回の調査による被害額については、代替住居費等の新たな考え方を導入したこともあるため、様々な機会を通じてその妥当性を確認しておいた方が良い。
- 被災により通常の日常生活ができなくなることを、代替住居費や代替車両費だけではなく、日々の生活に必要な経費を参考にして被害額を計上することができないか、検討してみてはどうか。
- 二重計上に留意しつつ、瓦礫の撤去費用についても計上を検討すべきである。
- 河川洪水についても今回の考え方を参考にして、同様の調査・検討を実施すべきである。
- 細かく積み上げた被害額の算出手法となっているため、SNA(国民経済計算)における災害による資産損壊の計上内容と、今回の考え方を比較整理しておく必要がある。世界的にみて今回の検討は相当詳細で先進的なことをやっているのので、概念を整理して他国にも説明できるようにしておくべきである。